# 第4章 公園、緑地、広場に関する基準

(法 33 条第 1 項第 2 号)

# 1 公園等に関する法規定

- **政令第25条** 法第33条第2項(法第35条の2第4項において準用する場合を含む。以下同じ。) に規定する技術的細目のうち、法第33条第1項第2号(法第35条の2第4項において準用 する場合を含む。) に関するものは、次に掲げるものとする。
  - 六 開発区域の面積が 0.3 ヘクタール以上 5 ヘクタール未満の開発行為にあっては、開発区域 に、面積の合計が開発区域の面積の 3 パーセント以上の公園、緑地又は広場が設けられてい ること。

ただし、開発区域の周辺に相当規模の公園、緑地又は広場が存する場合、予定建築物等の用途が住宅以外のものであり、かつ、その敷地が一である場合等開発区域の周辺の状況並びに予定建築物等の用途及び敷地の配置を勘案して特に必要がないと認められる場合は、この限りでない。

七 開発区域の面積が5へクタール以上の開発行為にあっては、国土交通省令で定めるところにより、面積が1箇所300平方メートル以上であり、かつ、その面積の合計が開発区域の面積の3パーセント以上の公園(予定建築物等の用途が住宅以外のものである場合は、公園、緑地又は広場)が設けられていること。

(条例で技術的細目において定められた制限を強化し、又は緩和する場合の基準)

# 政令第29条の2

- 五 第 25 条第 6 号の技術的細目に定められた制限の強化は、次の掲げるところによるものであること。
  - イ 主として住宅の建築の用に供する目的で行う開発行為において設置すべき施設の種類 を、公園に限定すること。
  - ロ 設置すべき公園、緑地又は広場の数又は1箇所当たりの面積の最低限度を定めること。
  - ハ 設置すべき公園、緑地又は広場の面積の合計の開発区域の面積に対する割合の最低限度について、6パーセントを超えない範囲で、開発区域及びその周辺の状況並びに予定建築物等の用途を勘案して特に必要があると認められる場合に行うこと。
- 十二 前条に規定する技術的細目の強化は、国土交通省令で定める基準に従い行うものである こと。
- 2 法第 33 条第 3 項の政令で定める基準のうち制限の緩和に関するものは、次に掲げるものとする。
  - 三 第 25 条第 6 号の技術的細目に定められた制限の緩和は、地方公共団体が開発区域の周辺に相当規模の公園、緑地又は広場の設置を予定している場合に行うものであること。

#### (公園等の設置基準)

- 省令第 21 条 開発区域の面積が 5 ヘクタール以上の開発行為にあっては、次に定めるところにより、その利用者の有効な利用が確保されるような位置に公園(予定建築物等の用途が住宅以外のものである場合は、公園、緑地又は広場。以下この条について同じ。)を設けなければならない。
  - 一 公園の面積は、1箇所300平方メートル以上であり、かつ、その面積の合計が開発区域の面積の3パーセント以上であること。

二 開発区域の面積が 20 ヘクタール未満の開発行為にあってはその面積が 1,000 平方メートル 以上の公園が 1 箇所以上、開発区域の面積が 20 ヘクタール以上の開発行為にあってはその面 積が 1,000 平方メートル以上の公園が 2 箇所以上であること。

# (公園に関する技術的細目)

- 省令第25条 令第29条の規定により定める技術的細目のうち、公園に関するものは、次に掲げる ものとする。
  - 一 面積が 1,000 平方メートル以上の公園にあっては、2以上の出入口が配置されていること。
  - 二 公園が自動車交通量の著しい道路等に接する場合は、さく又はへいの設置その他利用者 の安全の確保を図るための措置が講ぜられていること。
  - 三 公園は、広場、遊戯施設等の施設が有効に配置できる形状及び勾配で設けられていること。
  - 四 公園には、雨水等を有効に排出するための適当な施設が設けられていること。

### (公園等の設置基準の強化)

- **省令第27条の2** 第21条第1号の技術的細目に定められた制限の強化は、次の掲げるところにより行うものとする。
  - 一 設置すべき公園、緑地又は広場の数又は1箇所当たりの面積の最低限度を定めること。
  - 二 設置すべき公園、緑地又は広場の面積の合計の開発区域の面積に対する割合の最低限度について、6パーセントを超えない範囲で、開発区域及びその周辺の状況並びに予定建築物等の用途を勘案して特に必要があると認められる場合に行うこと。
- 2 第 21 条第 2 号の技術的細目に定められた制限の強化は、設置すべき公園、緑地又は広場の数又は 1 箇所当たりの面積の最低限度について行うものとする。

# 省令第27条の4

三 第 25 条第 2 号の技術的細目に定められた制限の強化は、公園の利用者の安全の確保を図るため必要があると認められる場合に、さく又はへいの設置その他利用者の安全を図るための措置が講ぜられていることを要件とするものであること。

# 2 公園の種類

公園は、その機能及び目的により下表のように分類される。

表 4-1 公園の種類

種類	種別	機能
住	街区公園	もっぱら街区に居住する者の利用に供することを目的とする公園で誘致距離2
区		50mの範囲内で1箇所当たり面積0.25haを標準として配置する。
基	近隣公園	主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする公園で近隣住区
幹		当たり1箇所を誘致距離500mの範囲内で1箇所当たり面積2haを標準として
公		配置する。
園	地区公園	主として徒歩圏内に居住する者の利用に供することを目的とする公園で誘致
		距離1kmの範囲内で1箇所当たり面積4haを標準として配置する。都市計画
		区域外の一定の町村における特定地区公園(カントリーパーク)は、面積4h
		a以上を標準とする。
都市	総合公園	都市住民全般の休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供すること
基幹		を目的とする公園で都市規模に応じ1箇所当たり面積10~50haを標準として
公園		配置する。
	運動公園	都市住民全般の主として運動の用に供することを目的とする公園で都市規模
		に応じ1箇所当たり面積15~75haを標準として配置する。
	広域公園	主として一の市町村の区域を超える広域のレクリエーション需要を充足する
大		ことを目的とする公園で、地方生活圏等広域的なブロック単位ごとに1箇所
規		当たり面積50ha以上を標準として配置する。
模	レクリエ	大都市その他の都市圏域から発生する多様かつ選択性に富んだ広域レクリエ
公	ーション	ーション需要を充足することを目的とし、総合的な都市計画に基づき、自然
園	都市	環境の良好な地域を主体に、大規模な公園を核として各種のレクリエーショ
		ン施設が配置される一団の地域であり、大都市圏その他の都市圏域から容易
	rida est es les	に到達可能な場所に、全体規模1000haを標準として配置する。
	特殊公園	風致公園、動植物公園、歴史公園、墓園等特殊な公園で、その目的に則し配
657	6574447 III.	置する。
緩	緩衝緑地	大気汚染、騒音、振動、悪臭等の公害防止、緩和若しくはコンビナート地帯
衝		等の災害の防止を図ることを目的とする緑地で、公害、災害発生源地域と住民地は、産業地はなりない難事をすることが必要なる場合によった。
緑地		居地域、商業地域等とを分離遮断することが必要な位置について公害、災害 の状況に応じ配置する。
等	**************************************	主として都市の自然的環境の保全並びに改善、都市の景観の向上を図るため
寺	都市緑地	主として都用の自然的環境の保生並のに改善、都用の景観の同工を図るため   に設けられている緑地であり、1箇所あたり面積0.1ha以上を標準として配置
		に設けられている縁地であり、「歯別めたり面積0.1ma以上を標準として配置   する。但し、既成市街地等において良好な樹林地等がある場合あるいは植樹
		「こ、
		る場合にあってはその規模を0.05ha以上とする。(都市計画決定を行わずに借
		地により整備し都市公園として配置するものを含む)
	 緑道	災害時における避難路の確保、都市生活の安全性及び快適性の確保等を図る
	1111	ことを目的として、近隣住区又は近隣住区相互を連絡するように設けられる
		植樹帯及び歩行者路又は自転車路を主体とする緑地で幅員10~20mを標準と
		して、公園、学校、ショッピングセンター、駅前広場等を相互に結ぶよう配
		置する。
	l	11 1 1 1

なお、公園とは、休息、鑑賞、散歩、遊戯、その他のレクリエーションのように供する目的 で 設置されるもの、緑地とは樹林地、草地、水辺地等良好な自然環境を形成するものをいう。

# 3 公園の配置計画

(1) 公園の面積(政令第25条第6号・第7号、省令第21条) 開発行為に伴い設置される公園、緑地、広場は、表4-2の基準値以上の面積を確保しなければならない。

# ア 非自己用開発の場合

表 4-2 公園等の規模(非自己用)

開発区域の面積 用途 公園等の規模						
用途		公園等の規模				
住宅系		公園1箇所の面積は150㎡以上、かつ、公園等の合計面積は				
		開発区域の面積の3%以上とする。				
	分譲	公園1箇所の面積は150㎡以上、かつ、公園等の合計面積は				
住宅系		開発区域の面積の3%以上とする。				
以外	上記					
	以外	開発区域の面積の3%以上の緑地を確保する。				
住宅系		公園1箇所の面積は300㎡ 以上, かつ、公園等の合計面積は				
		開発区域の面積の3%以上とする。				
	分譲	公園1箇所の面積は300㎡以上、かつ、公園等の合計面積は				
住宅系		開発区域の面積の3%以上とする。				
以外	上記					
	以外	開発区域の面積の3%以上の緑地を確保する。				
1,000㎡以上の公園を1箇所以上、その他300㎡以上の公園						
、その合計面積は開発区域の面積の3%以上とすること。						
(住宅系以外については、公園・緑地又は広場)						
2,500㎡以上の公園を1箇所以上、1,000㎡以上の公園を1箇所以上、その						
他300㎡以上の公園を確保し、かつ、その合計面積は開発区域の面積の3%と						
すること。 (住宅系以外については、公園・緑地又は広場)						
2,500㎡以上の公園を2箇所以上、1,000㎡以上の公園を2箇所以上、その						
他300㎡以上の公園を確保し、かつ、その合計面積は開発区域の面積の3%と						
すること。(住宅系以外については、公園・緑地又は広場)						
必要な公園面積の1/2の公園1箇所、2,500㎡以上の公園を2箇所以上、						
1,000㎡以上の公園2箇所以上、その他300㎡以上の公園を確保し、かつ、そ						
の合計面積は開発区域の面積の3%以上とすること。						
(住宅	系以外	については、公園・緑地又は広場)				
	住以 住以 ( ( ( ( ( ( ( ( ( ( ( ( ( ( ( ( (	住宅 住宅 (住宅外 住宅				

# イ 自己業務用開発の場合

表 4-3 公園等の規模(自己業務用)

	7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7					
開発区域の面積	公園等の規模					
0.3ha~5.0ha未満 開発区域の面積の3%以上の緑地等を確保すること。						
5.0ha以上	非自己用開発の場合と同様とする。					

#### (2) 公園の配置

公園の位置については、その利用者が有効に利用できるように開発区域の中心部付近と し、市町と十分協議を行うこと。

なお、都市公園の設置基準を参考として次表に示す。

表 4-4 公園の誘致距離

区 分	標準敷地面積	誘致距離の標準
街 区 公 園	0. 25ha	$250\mathrm{m}$
近隣公園	2.0 ha	500 m
地区公園	4.0 ha	1,000m

# 4 公園の構造等

(1) 公園の地形、形状(省令第25条第3号)

#### ア地形

公園は平坦な地形とする。平坦とは 15 度未満の斜面をいい、15 度以上の斜面及びがけ面は、公園面積には含まない。

## イ 形 状

公園の形状は、広場、遊戯施設等が有効に配置できる形状とし、狭小な土地は公園面積に含まないこと。

#### (2) 公園の施設

ア さく、へい(省令第25条第2号)

利用者の安全の確保を図るため、さく又はへい等の措置が講ぜられていること。

イ 出入口(省令第25条第1号)

#### (ア) 出入口の数

公園の面積に応じて下表に掲げる値以上の出入口を設けること。

表 4-5 出入口の数

Д1 0 Ш/	V 17 30
公園面積	出入口の数
150 m² ∼1,000m²未満	1 箇所以上
1,000㎡以上	2箇所以上

#### (イ) 出入口の構造

出入口の構造に関しては、「だれもが住みたくなる福祉滋賀のまちづくり条例」の趣旨に鑑み、高齢者、障害者等すべての県民が安全で快適に利用できる生活環境の整備に配慮すること。

#### ウ 排水施設(省令第25条第4号)

公園には、雨水等を有効に排出するための適当な施設が設けられていること。